

文献紹介

司法科学における研究文化の必要性

Jennifer L. Mnookin, Simon A. Cole, Itiel E. Dror, Barry A. J. Fisher, Max M. Houck, Keith Inman, David H. Kaye, Jonathan J. Koehler, Glenn Langenburg, D. Michael Risinger, Norah Rudin, Jay Siegel, and David A. Stoney, *The Need for a Research Culture in the Forensic Science*, 58 UCLA L. Rev. 725-779 (2011)

甲斐克則＝田中弘音

1 はじめに

本論文は、2011年に58UCLA L. Rev. 725-779に公表された、アメリカの多様な専門家13名（法律、認知心理学、化学、分子生物学、司法科学、科学社会学）による「司法科学における研究文化の必要性」（原題は、Jennifer L. Mnookin, et. al., *The Need for a Research Culture in the Forensic Science*）を説くものである。この題目自体のユニークさが示しているように、特に司法科学（forensic science）の役割を再考するために、研究文化（research culture）について真摯に検討し、提言を試みた内容的にもユニークなものである。「forensic science」にいかなる訳語を与えるかは、難しいものがある。狭義には、法廷における法医学ないし法廷科学を意味するようでもあるが、本論文を読むと、より広義に司法全体を科学的に分析するものであることがわかる。したがって、本稿では、「forensic science」に「司法科学」という訳語を与え、今後の日本における議論の素材としたい。本論文の構成は、「序」を受けて、I. 「米国科学アカデミーの報告書」、II. 「研究文化とは何か」、III. 「司法科学において現存する研究文化の欠如」、IV. 「研究文化の生成：いくつかの変革への可能な行程」、そして「結語」である。かなり長い論文であるが、以下、論文の骨子を紹介し、最後に若干のコメントを付すことにしたい。

2 本論文の概要

まず、「序」では、長らく使われてきた類型の司法科学（指紋検査、筆跡分析、小火器と工具痕の比較、その他の形態のパターンと痕跡の証拠）が約100年間に亘り、主として刑事訴訟の場面で法的証拠として採用され、その間、裁判所も、弁護士も、陪審員も、法廷の分析者自身ですら、この証拠を信頼し広く受け入れてきたが、ここ数年、その状況は劇的に変化してきているとして、変革に向けた問題提起をする。すなわち、ブランドン・メイフィールド（Brandon Mayfield）事件における FBI 捜査官による指紋鑑定の失敗を契機に、特に、2009年2月に公表された米国科学アカデミー（National Academy of Sciences = NAS）の報告書（COMM. IDENTIFYING THE NEEDS OF THE FORENSIC SCIS. CMTY., NAT'L RESEARCH COUNCIL, STRENGTHENING FORENSIC SCIENCE IN THE UNITED STATES: A PATH FORWARD 120 (2009)）（以下「NAS 報告書」という。）は、2年以上に亘り80人以上の証人に対して8回の会合でヒアリングを実施し、「DNA 分析を除き、すべての司法科学の手法は、証拠と特定の個人や出所との関係を、一貫して高い信頼性と共に証明するための能力を示されていない」と結論づけた。著者らは、この NAS 報告書が、司法科学のための多くの主要な改善点を助言しており、とりわけ司法科学実務を監視し、規制し、さらには司法科学の能力と限界を確定することにより、厳格な捜査の発展を確実にするために独立した連邦機関を創設することを提言している点に着目する。そして、それを手がかりにして、本論文の目的を、裁判官、法システム、公衆、および司法科学の専門家自身に対して、司法科学が最善を尽くすために何が最も必要であると考えかを記すことにある、と明示し、それを支えるための研究文化をいかにして作るか、という助言を呈示しようとする。本論文の著者らは、司法科学に従事してこれを擁護する者だけでなく、司法科学に批判的な者も含まれており、分野も、法律、認知心理学、化学、分子生物学、司法科学、科学社会学など多様である。

1. 「米国科学アカデミーの報告書」では、NAS 報告書の概略が示されている。特に、問題解決のために、国立司法科学研究所（National Institute of Forensic Science = NIFS）の創設を勧告し、さらに、2つの重要な勧告をした。すなわち、法律の執行機関および検察庁から NIFS を独立させること、および、漸次、州および地方の検死所を廃止すること、である。これにより、従来の不適切な研究基盤を根本的に変革しようとするのである。その他、(1) パターン（型）証拠や痕跡証拠の扱いについて科学的基盤をさらに確立するよ

う提言している。著者らによれば、この報告書は、弁護士、裁判官、政府職員、政府の取締機関および資金提供機関を含む司法科学分野の関係者だけでなく、司法科学実務自体にも影響を与えている。他方で、基本的な法的有効化のためのさらなる研究は必要ないという主張も存在するが、抽象的に定義された「さらなる研究」は、十分ではない。司法科学が具体的に必要としているもの、それは研究文化の創設と制度化である。

Ⅱ.「研究文化とは何か」では、研究文化とは、研究に根差した知識と実務との関係についての問題が共に強調され中核をなす文化を意味する、とされている。研究文化の核となる価値観として、経験主義、透明性、および継続する批判的パースペクティブが挙げられている。そのポイントは、以下のとおりである。

経験主義という点では、研究文化は、経験主義的支柱の理念に対する深遠かつ根本的な尊重を有するべきであるという価値観である、という基本認識がある。つまり、主張に対する理にかなった経験主義的支柱が、研究所における実践、報告における結論、法廷における証言を導くべきである、ということである。

また、研究文化は、知識の創出と内部の慣行の両側面において、透明性を最大限に高める。そのために、一般的な研究所の慣行、手順、計画についての情報を閲覧可能にするべきである。加えて、失敗は人間の企てである以上避けられないものと受け取られるべきで、隠べいされるより、むしろ認識されるべきである、と説く。

そして、研究は、継続し、進化する過程にあるため、研究問題は偏見なく取り組まれ続けるべきである、とされる。公表責任は、結果に左右されるべきでない。同時に、科学的研究が法廷において答えねばならない疑問は、困難な問題である、ということを認識しなければならない。解答は、暫定的なものであり、研究が新たな情報を産み、受容されていた結果に疑義を呈したとき、更新されうものである。それゆえ、公判における決定は、一部の事案においては確定的なものである一方、認識論的には暫定的なものであり、捜査と上訴の対象とされるべきである、と説く。

Ⅲ.「法医学における研究文化の現在の欠如」では、法廷において、主張の根拠を問われた司法科学分析者は、しばしば、体系的データを示すよりも経験や訓練について説明を行うが、経験のみによって、個別化のような決定的な主張の根拠づけが十分かは、根深い問題である、と指摘する。さらに、ありうる

失敗についての情報を探し、提供するための堅固なフィードバック機構がなければ、経験は有効な結論に到達する正当な根拠たりえないとし、これらの手順を制度化することは、調査官の質と有効性を確認し、正確性についての重要な情報をもたらすであろう、と説く。

また、多くの司法科学者、裁判官さえもが、長きに亘る事実から科学的正当性を推論しようとしすぎている、と指摘する。確かに、この長きに亘る利用法が何かを確立していることは認められるが、それは、その支持者らが提案しているよりも小さなものにすぎない。キーポイントは、長きに亘る利用法が、多くの司法科学者および裁判官をして、科学的システム上の有効性についての疑問を争いなきものとして扱わせしめている、という点である。

さらに、司法科学における数多くの例は、学術的疑問に勝る教義やイデオロギーを明らかにする。例えば、2001年に、2人の司法科学研究者が、指紋同一性鑑定についての注釈書を刊行した。その著者らは、指紋証拠の内在的に確率的な性質を認識し、鍵となる疑問は指紋の独自性ではなく、むしろ限定された情報から十分な情報を認識するための分析者の能力であるとしたうえで、経験と伝統のみに基づけられた手法をより透明性のある経験的に正当化された慣行と取り替えることを主張している。

現在の司法科学文化のもうひとつの主要な限界は、パターン同一性鑑定分野にとっての公表の場と関係する。パターン同一性鑑定の研究公表に重点を置く最も重要な雑誌の一部は、科学的出版物に関するアクセス、普及性、もしくはピアレビュー（査読）の基準に適合していない。すなわち、司法科学に関連する雑誌において、ピアレビューは非公開で行われ、またそれらの雑誌は非常に限定された範囲にしか普及していない。これらのいずれも、容易に利用できて厳格で透明な研究文化と相いれない。

Ⅳ.「研究文化の生成および変革への可能な行程」では、文化とは粘り強いものであり、文化の変革は簡単には生じないということはもちろん認識しているとしつつ、しかし、近時の議論や、NAS報告およびその余波が、より重要な内省と文化の変革の機会を生むものと考えている。ここでは、パターン同一性鑑定科学に研究文化を作り、制度化することを助けうる種々の行程が簡単に記されている。

第1に、資金問題として、司法科学研究の最も大きな障害のひとつは、それを支援する特定の連邦基金が存在しないこと、である。近年、NAS報告の影響もあってか、未だに限定的ではあるが、NIJを始め、国立標準技術研究所、

国防総省、国家安全保障省、および FBI が、パターン同一性鑑定研究へのいくらかの追加の資金提供を開始した。しかし、これらの数は未だに少なく、より多くの安定し一貫した資金提供が、研究文化が根付き花咲くために重要である、と指摘しつつ、他方で、これらの資金源は、法による強制から独立している必要がある、と説く。

第2に、研究文化を高めるための司法科学教育の改善として、様々な分野の大学に属する研究者のより広い参加に加え、学術研究と実務の双方において活躍するための能力と背景を有した個人の出現が司法科学に益すると考えられる、と説く。もっとも、パターン同一性鑑定分野における司法科学実務家の大多数は、博士号を追い求める必要はないが、もし実務家のうち一部の者が、研究と実務の両方に完全に属するならば、彼らは、両分野の価値ある翻訳者、調停者、および教育者となることであろう、と期待する。また、司法科学において数少ない完全な研究志向のプログラムは、研究文化の普及と価値ある研究の生成を助けうるとし、司法科学における一部の研究者は、コンピュータ科学、心理学、化学、生物学、および統計学のような分野から来るべきである、と説く。

この司法科学への二重の接近は、単一分野を基礎とする研究と司法科学のみを基礎とする研究よりも効果的であろう。

第3に、司法科学雑誌の文化の改善として、パターン同一性鑑定科学の研究文化を改良するためには、雑誌と公表物への取組みのいくつかの変化が不可欠であることを強調する。まず、すべての司法科学雑誌は、十分に発育した研究規範への係わり合いを主張すべきである、と説く。また、ピアレビュー（査読）は、厳粛かつ非公開で、さらに投稿された論文の研究価値を評価するのに適切な能力を持つ個人によって行われるべきであり、他方、投稿された研究結果が、実務家の（あるいは研究者の）期待と要望に沿うものであるかどうかという問題は出版決定に影響を与えるべきでない、と主張する。また、理想を言えば、パターン証拠に焦点を当てる雑誌は、他の司法科学分野と同じ分量を割り、統計学、自然科学、認知心理学、およびコンピュータ科学といった他の学術分野を組み合わせるべきであろう、とも指摘する。

第4に、事例分析を導く科学的基準の利用として、分析者は、自らの調査を行うため必要な、その領域に関連するすべての情報に触れるべきだが、関連性のない領域の問題からは保護されるべきである。逐次的な暴露は、この種の偏りを生じさせる情報から検査者を保護する規約を作り出している。研究文化の

視点から、逐次的な暴露には2つの重要な利益が存する。①彼らの評価を偏らせる効果を有する資料や知識から検査者を守る利益、②逐次的暴露は、いかなる情報が領域関係性を有し、いかなる情報が有しないのか、そしてなぜそうなのか、ということについて慎重に考えることを実務家に要求するため、証拠と証明の間の関係性へも同様の慎重な注意が求められるという利益、である。また、事例分析の流れの中で、秘密裏の熟達度試験を実施することは、事例分析を科学的原則により良く適合させるもうひとつの手段であろう、と説く。

第5に、科学的作業グループにおける「科学」の増強として、非常に多くの司法科学分野における司法科学実務にとってのガイドラインと基準は、司法省によって投資されている科学的作業グループによって、進展され、推奨されている、分析する。それらは、最も良い実務の進展、適切な技術基準の確立、多様な司法科学分野内部および相互間の意思疎通の改善を図り設計されており、数多の司法科学分野のためにある、と述べる。他方で、作業グループの名称のうちの科学的な標語にもかかわらず、研究科学と非常に希薄な関係しか持たない、とも指摘する。

ここで著者らは、その名に相応しい科学的作業グループは、どのようになるべきであろうか、と問題提起をする。そして、正当な科学的作業グループは、必然的に、その分野における最も良い現在の実務について報告しうる実務家を含むであろうが、これら非研究員の実務家は、グループの総人員のうち少数にとどまるべきである、と主張する。また、現在のメンバーは、著者らが思い描いているよりも、より実務家の影響を受けている、とも述べている。

第6に、データの入手について、もうひとつ堅固な研究文化の普及のために必要とされているのは、データの入手と被験者である、と述べ、研究事業への参加は、研究所の他の需要と目に見えて釣り合っていないのではなく、また研究所は、求められたすべての研究プロジェクトに参加できないかもしれないが、しかし、データの入手（試料とデータベース）は、研究所にいる実務家に対して制限されるべきではなく、この情報入手法の提供への動機づけを行うため、研究の被験者としての参加は、司法科学研究所にとっての認可要件とするべきである、と説く。

第7に、研究文化と敵対する文化との間の緊迫状態の管理について、パターン同一性鑑定分野および他の司法科学分野が司法システムの中に埋め込まれているという事実は、研究文化が花咲くことを難しくしていた、と指摘する。なぜなら、偏りと盲目的加担の構造上のリスクは、犯罪研究所の制度上の位置づ

けに起因するからである。そこで、著者らは、強制機関からの研究所の法による制度上の分離は、盲目的加担の危険性の排除と、研究文化の育成にとって、非常に有益であろう、と考えている。そして、この一連の構造上の問題に対する2つの助言をする。①司法科学者は、検察と同様に、無実の罪を晴らす証拠を弁護側に伝える義務を負うべきであり、②少なくともいくつかの事情においては、自己批判的な調査と分析を結び付ける保護的な証拠となる特権があるべきである。

かくして、「結語」として、司法科学は未だに十分考え抜かれた研究文化を有しておらず、今日、多くの形の司法科学が、不適切に発展した経験的研究基盤に依存している、と指摘する。著者らの視点によると、これらの分野は、それらの主張の基盤としての経験的証拠への傾倒を増す必要があり、経験や訓練よりもむしろ健全な研究が、主張を正当化する中心的手法にならねばならない。

以上のように、これらの分野における研究文化の発展と改善のための方法について、著者らは、数多くの助言を提示してきたが、ありうる解決策についての特定の助言よりも分析についての方がより自信があると述べてつつ、本論文が司法科学における文化の変革可能な契機となることを望み、信じている、と述べて本稿を閉じる。

3 若干のコメント

以上のように、本論文は、司法科学を真に司法科学たらしめるためにはどのようにすべきかについて、「研究文化」を基本的視点に据えて多様な専門家が結集して具体的提言をしている点に特徴がある。これをまさに国をあげて実践しようとしているところは、見習うべき点が多い。もちろん、課題も多いが（see Joseph P. Bono, Commentary on the Need for a Research Culture in the Forensic Sciences, 58 UCLA LAW REVIEW 781 (2011)）、過去の失敗例を教訓にしてより科学的な司法科学を確立しようとする姿勢は、従来の法医学や法廷科学の枠を超えるものがあり、注目に値する。

日本でも、科学的証拠をめぐる議論が盛んになりつつあるが（成瀬剛「科学的証拠の許容性（一）～（五）」法学協会雑誌130巻1号（2013）1頁以下、2号（2013）94頁以下、3号（2013）1頁以下、4号（2013）51頁以下、5号（2013）1頁以下、司法研修所編『科学的証拠とこれを用いた裁判の在り方』（2013・法曹会）参照）、それを深化させるには、今後、アメリカのこうした動

向が参考になるであろう。

なお、本稿は、元々、日米法学会の機関誌「アメリカ法」に掲載するよう執筆依頼されたものであるが、原稿完成が大幅に遅れたため、本誌に掲載することにした。「アメリカ法」の編集委員の方々にこの場をお借りしてお詫び申し上げます。〔甲斐・記〕